

かがさき

農業委員会だより



◆表紙／達増拓也岩手県知事
「金色の風」
田植え・稲刈り体験（六原地内）

主な内容

- ▶表紙
- ▶農業委員会会長あいさつ
- ▶農業委員・農地利用最適化推進委員紹介
- ▶農地パトロール開催・女性農業委員からひとこと
- ▶農業者年金に加入しよう
- ▶農地の売買や貸借・編集後記

1
2
3
4
5
6

第20号

令和元年
11月21日発行



会長あいさつ

金ヶ崎町農業委員会会長

菊地成壽

日頃より、農業委員会の業務推進に對しまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年春先は天候不順が続きましたが、七月・八月は回復して、農作物は豊作だったのではないかと思います。

農業委員会では、毎月定例総会後、農業委員と農地利用最適化推進委員で、六

▲町政 50 周年記念パレードの様子
現地の新聞に掲載されました。

地区ごとの地域推進班に分かれ、地域の状況把握や問題解決に向けて話し合いを行っています。今後は、人・農地プランの実質化に向けて、活動を進めていく予定です。

先日、農業委員会代表として金ヶ崎町の公式訪問団の一員に選ばれ、令和元年十月八日から十五日までの八日間、姉妹都市のドイツ・ライネフェルデ・ヴォアビス市へ行ってまいりました。ライネフェルデ町政五〇周年記念式典やパレードへ参加したほか、金ヶ崎町の全農地の約三分の一にあたる一、七五〇町歩もの広大な農地を二十名からなる一法人で経営している農場を視察してきました。その農場では、ITの積極的な活用やトラクターへのGPS導入など機械化を進め、大麦や小麦、菜種を栽培していました。ドイツの先進的な農業をこの目で見られるという、たいへん得難い経験をさせていただきました。

今回の視察を今後の金ヶ崎町農業の発展に役立てていけるよう、農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となって活動してまいりますので、皆様のより一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



▲現地の農業者の方と記念撮影



▲広大な圃場の様子

農地法第3条の下限面積を変更しました！

耕作の目的で農地を取得（借り入れ、受贈、買い入れ）する際の農地法第3条許可の許可要件の一つに「許可後の耕作面積が50アール以上になること」という下限面積要件があります。金ケ崎町では、平成31年4月1日から町全体において、50アールから**10アールに変更しました**。町内で、新規就農や遊休農地解消等による農地の取得をお考えの方は、農業委員会へご相談ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

農業委員は町内全域、農地利用最適化推進委員は担当地区において活動を行っています。

農業委員

役職・小委員会	氏名
会長・農政	菊地成壽
職務代理・農地	那須正昭
農政小委員長	高橋旦志
農地	石田一
農政	小嶋教三
農地	高橋正則
農地小委員長	松本義文
農政	千田眞一
農地副委員長	名和和弘
農地	菊地重治
農政副委員長	小野まり子

農地利用最適化推進委員

担当地区	氏名
街地区	菊地勇
	高橋重貴
三ヶ尻地区	小関義則
	千葉謙次
南方地区	相沢清幸
	千葉誠
西部地区	菊地達夫
	小関良則
永岡地区	渡辺悟
	高橋新一
	高橋平
北部地区	畠山博
	及川和芳
	桑島健市



地区担当の委員さんなら
農地の相談もしやすいね

農地パトロールを実施しました



◆農地パトロール出発式

菊地会長へ、決意を述べる松本農地小委員長



◆農地パトロールの様子

町内の農地をみてまわり、遊休農地の実態を確認しました

9月2日から4日にかけて、農業委員・農地利用最適化推進委員が遊休農地・無断転用等の実態及び利用状況調査のため、町内の農地パトロールを行いました。農地パトロールの結果、遊休農地と判断された農地所有者には利用意向調査票を送付しますので、必ずご回答ください。

なお、荒れた農地は雑草の繁茂等による病害虫の発生原因となり、近隣の農地や地域住民に大きな迷惑となる可能性があります。農地が荒れないよう所有者・耕作者の方は適正な管理をお願いします。

※遊休農地・・・1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる農地

※無断転用・・・岩手県知事の許可を得ず、農地を宅地、資材置場、工場用の残土置場等にした行為で農地法違反となります。

女性農業委員からひとこと

農業委員 小野 まり子

岩手県では女性農業委員と女性農地利用最適化推進委員で「ポラーノの会」という組織を結成しています。奥州・金ヶ崎地域は、奥州市の4名の女性農業委員と私の5名で活動しており、9月末に会議を行いました。会議では、地域課題を踏まえた情報共有や研修会・懇談会の開催についての話し合いが行われました。

また、1月中旬に開催予定の女性農業者との懇談会について、奥州市は水沢地区と衣川地区には女性農業委員がありませんので、周知方法をどうするかなどの具体的な話し合いを行いました。懇談会の内容としては、午前中は、食の匠から3品の料理を学び、昼食として参加者みなさんでいただきます。午後は家族経営協定を結んでいる方のお話を予定しています。

農業に携わる女性のみなさん、おいしい料理をいただきながら親睦を深めませんか。多くの方のご参加をお待ちしております。

農

業

者

年

金

に加入しましょう

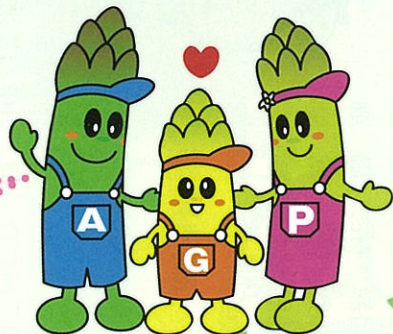
農業者年金には メリットがいっぱい!

- ①一定の要件を満たせば保険料の国庫補助が受けられます
- ②少子高齢化時代でも安心の積立式・確定拠出型
- ③保険料はいつでも変更できます
途中脱退や再加入も可能です
- ④保険料は全額が社会保険料控除の対象になります
- ⑤万一、80歳前に亡くなっても遺族に死亡一時金が支給されます

農業者の方なら 広く加入できます!

- ・ 60歳未満の方
- ・ 国民健康保険第1号被保険者の方
- ・ 年間60日以上農業に従事する方

老後への備えは国民年金プラス
農業者年金で安心!
配偶者や後継者の方も加入できます!



全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、1週間の農政の動きをコンパクトに、重要なニュースは深く掘り下げてお伝えする専門紙です。

全国の農業者の活躍や、取組といった参考になる事例も多く紹介されています。日本農業の政策の動向や生産技術、機械化等の動きについても幅広い情報が得られます。また、月に一度は岩手県の紙面もありますので、県内各市町村の状況も把握できます。

週刊紙なので、毎日忙しくてなかなか読む時間がない人にも、おすすめです！

○発行日：毎週金曜日

○購読料：月700円



★お問い合わせは農業委員会事務局まで

農地の売買や賃借には許可が必要です!!

農地（田、畑）の売買や賃借、贈与、転用等については、農業委員会へ申請をしていただき、農地法の規定による許可が必要になります。農地の売買や賃借等をお考えの方は、一度、農業委員会へご相談ください。

- ◆耕作目的で農地を売買・賃借・贈与する場合には、農地法第3条の許可が必要です。
- ◆農地を住宅用地や駐車場などの農地以外にすることを「農地転用」といい、農地法の許可が必要です。

今年度の定例総会開催は以下の日程を予定しています。

◇令和元年度農業委員会 定例総会開催予定◇

	12月	1月	2月	3月
申請期日	5日 (木)	6日 (月)	5日 (水)	5日 (木)
総会開催日	20日 (金)	20日 (月)	20日 (木)	23日 (月)

編集後記

農業は天気が大きく左右され、それに伴い一年の収入も変わってきます。台風の被害の映像を見ると、その現場の状況に胸が締め付けられます。地球温暖化が影響していると聞きますが、みんなで考えるときかもしれませんね。(小野) 編集委員のみなさん、三年間お疲れさまでした。(高橋)

だより編集委員を担当して早や三年、あれもこれも掲載したいと思っている間に最後になりました。ありがとうございました。(小嶋)

最後までお読みいただき、ありがとうございました。大事な食料を生産する農地をみんなで守りましょう。(松本)

農村コミュニティ維持のため、新規就農等の家族農家の支援施策が大切だと考えています。第二号も無事に発行できて、ほっとしています。(千田)



編集委員

委員長 小野まり子
委員 高橋 旦志
委員 小嶋 教三
委員 松本 義文
委員 千田 眞一
委員 菊地 成壽